

3 社会参画の実現

◇ 目指す姿

5年後の目指す姿
<p>刑事司法機関や地域の支援組織と協力し、起訴猶予等で矯正・保護観察処遇に至らなかった者も含め、犯罪・非行をした者が、理解ある雇用主とのマッチングや就労体験、就労準備支援など、地域において支援を受ける仕組みづくりが進み、犯罪・非行をした者が就労する機会が増えています。</p> <p>また、就労後、国の支援が切れた後も、一定期間、地域において、雇用主と本人双方の不安を受け止め調整にあたる支援などにより、就労を継続する者の割合が高まりつつあります。</p> <p>さらに、犯罪・非行をした少年への修学に係る情報提供や、支援団体へのつなぎなど、個々の状況に応じた修学支援等により、就労以外でも社会参画が進んでいます。</p>

10年後の目指す姿
<p>刑事司法機関や地域の支援組織と協力し、犯罪・非行をした者のそれぞれの状況に応じた支援が行われ、就労体験の機会が増えること等により、就労希望者と雇用主双方の不安が軽減されるなど、犯罪・非行をした者が就労する機会が増えています。</p> <p>また、就労後、国の支援が切れた後も、一定期間、地域において、支援を受けることで、就労を継続する割合が高まっています。</p> <p>さらに、個々の状況に応じた修学支援等により就労以外でも社会参画が進んでいます。</p>

◇ 成果指標

指標名	現状値(R2)	5年後(R7)
県が就労支援した者の就労継続率	—	R3年度の取組結果を踏まえ設定
設定理由	犯罪・非行をした者の離職率が高い中、刑事司法手続き外においても、理解のある雇用主とのマッチングやフォローアップ、本人の特性に応じた支援などを行うことで、犯罪・非行をした者の就労継続率の向上につながると考えられるため。	

(1) 就労に向けた支援

【現状】

- 犯罪時の住居が広島県であった刑事施設入所者のうち、犯罪時に無職である割合は、全年代で概ね50%を超えており、働き手である30～50歳代でも、概ね40～70%台で推移しています。
- 「令和元年版犯罪白書」によると、平成30（2018）年に全国で新たに刑事施設へ入所した者のうち、犯罪時に無職である割合は、初入者が64.6%である一方、再入者が72.1%であり、犯罪傾向が進んだ者ほど無職である割合が高まっています。
- 犯罪・非行をした者の社会復帰を目的に、犯罪・非行をした者を雇用しようとする事業主を協力雇用主として、保護観察所への登録が行われています。
 - ＜県内事業者の協力雇用主への登録状況＞R1 末現在：632 社
 - （内訳）建設業：56.6%，製造業：12.0%，サービス業：12.0%，運送業：5.9%，その他：13.4%
- 法務省が平成30（2018）年度に実施した協力雇用主に対するアンケート調査によると、雇用した犯罪・非行をした者の平均的な勤務継続期間は、「6か月以内」と回答した者の割合が46%となっており、「1年以内」も含めると約7割に達しています。
 - ＜協力雇用主が雇用した犯罪・非行をした者の平均的な勤務継続期間（H30 法務省調査）＞
 - 6か月以内：46.0%，6か月超～1年以内：23.8%，1年超～5年以内：19.9%，5年超：5.8%
- 上記アンケート調査によると、犯罪・非行をした人の就労上の問題として、無断欠勤や時間にルーズなどの社会生活上の能力の不足や同僚との円滑な人間関係が構築できないなどの対人スキルの不足が要因として挙がっています。
 - ＜犯罪・非行をした者の就労上の問題（複数回答可）（H30 法務省調査）＞
 - 勤務態度（無断欠勤等）：53.4%，時間にルーズ：34.9%，意欲の乏しさ：34.9%，同僚との円滑な人間関係：34.4% 等
- 生活上の困難を抱えるとされる境界知能にある者の認知機能を向上させ、社会生活能力の向上、基本的労働習慣の獲得につなげる「認知機能向上トレーニング」が開発され、効果の実証研究が進んでいます。

【取組状況】

国	<p>（矯正施設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 矯正施設における職業訓練、ハローワークと連携した職業相談・職業紹介等を実施（矯正管区） ○ 刑務所出所者の雇用を検討する事業主の採用手続きのサポート等を行う「コレワーク中国」を設置 <p>（保護観察所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ハローワークと連携した職場体験・トライアル雇用、雇用した場合の奨励金給付・身元保証制度、民間団体への委託による伴走型の就職活動支援等を実施
---	--

県	<p>(県民活動課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審判不開始・不処分となった無職の少年や保護観察終了時に無職である少年に対し、就労に向けたカウンセリングや職業体験等を実施（法務省モデル事業） <ul style="list-style-type: none"> ・支援人数：5人（R1年度） <p>(建設産業課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 協力雇用主に対し、建設工事入札参加資格審査において加点評価を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・入札参加資格者数：62社（R1年度末時点） <p>(県警)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 少年サポートセンターにおいて、非行少年の就労に向けた支援を実施
市町	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活困窮者自立支援制度による就労準備支援事業の実施（一般施策） <ul style="list-style-type: none"> ・実施市町数：6市町（R1年度末時点）
民間	<p>(就労支援事業者機構・弁護士会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 両者で協定を締結し、被疑者・被告人段階の者の適性把握・マッチング支援等を実施

【課題】

(矯正・保護観察処遇を受けた者)

- 協力雇用主への登録が、建設業以外で進んでいないため、本人の適性或希望に沿った就労が困難な状況が想定されます。

(矯正・保護観察処遇を受けていない者)

- 起訴猶予、単純執行猶予や罰金刑等により、矯正・保護観察処遇に至らなかった者については、国による就労支援を受けることができません※。

< 刑法犯、道路交通法違反を除く特別法犯の起訴猶予率 >

H30：64.8%（出典：「令和元年犯罪白書」）

< 地方裁判所で有罪判決を受けた者のうち、単純執行猶予・罰金刑であった割合 >

H30：58.6%（出典：「令和元年犯罪白書」）

※ 更生保護法第85条による「更生緊急保護」（身柄拘束を解かれた後、公的機関等による支援を受けられない場合、本人の申し出に基づき保護観察所が行う緊急的支援）により支援を受けた者を除く。

- 犯罪・非行をした者の7割近くは、1年以内の短期で退職しており、特に6か月以内の退職が多いことから、職場定着のためには、就労後に本人や雇用主が持つ不安や不満に助言等するフォローアップが有効と考えられますが、刑事司法関係機関は、法令上、刑事司法手続き終了後の関与ができません。

(就労に必要な資質・能力の醸成)

- 生活困窮者自立支援制度による就労準備支援事業は、適正な生活習慣の形成を促す「日常生活自立に関する支援」、挨拶の励行など社会的な能力の形成を促す「社会自立に関する支援」、一般就労に向けた技法や知識の習得を促す「就労自立に関する支援」を、利用者の状況に応じて実施するものですが、市町の任意事業であり、取組に差があります。
- 境界知能にある者に対する効果的な支援プログラムについて研究が進み、「認知機能向上トレー

ニング」の効果が、一部では実証されつつありますが、支援の現場への普及には至っていません。

【取組の方向】

(矯正・保護観察処遇を受けた者)

- 多様な業種において、協力雇用主への登録が進むよう国の行う広報活動に協力します。

(矯正・保護観察処遇を受けていない者)

- 起訴猶予、単純執行猶予や罰金刑等となって、矯正・保護観察処遇に至らず、これまで就労支援の対象となっていなかった犯罪・非行をした者の就労支援に取り組みます。また、境界知能域にある者の特性を踏まえた就労支援について、研究成果を踏まえ推進します。
- 犯罪・非行をした者が、就労後においても、地域でフォローアップされる仕組みづくりを推進します。

(就労に必要な資質・能力の醸成)

- 生活困窮者自立支援制度による就労準備支援事業が、より多くの市町において取り組まれるよう、市町に情報提供や助言を行います。

(2) 修学等の支援

【現状】

- 法務省大臣官房調査によると、平成 30 (2018) 年に、全国で少年院を出院した者は 2,190 人おり、そのうち 369 人が少年院在院中に修学支援を受け、そのうち 272 人が高等学校等への復学・進学を希望していたものの、出院時に復学・進学決定を受けた者は 97 人でした。
 なお、広島矯正管区管内に所在する 4 つの少年院※でも、出院時の復学・進学希望者は、11 人であり、うち復学・進学決定者は 2 名でした。
 ※ 犯罪・非行時の居住地が広島県であった者が主に送致される。
- 広島県の保護観察処分少年は、近年、200 人台で推移しており、保護観察開始時の教育程度が中学校卒業・高校中退程度の者が、40%前後となっています。

【取組状況】

国	(少年院) ○ 義務教育未修了者 ・学習指導要領に準拠した教科指導 ・円滑な復学に向けた学校との調整 ○ 義務教育修了者 ・社会適応を円滑に進めるための指導等を実施 ・高等学校卒業程度認定試験の受験機会を付与する場合あり (保護観察所) ○ 「規則正しく通学すること」を特別遵守事項で設定する場合あり
県	(こども家庭課 (広島学園)) ○ 問題行動などにより家庭や学校で適応困難となった児童について、生徒指導・学習指導を実施 ・実人数：29 人 (R1 年度) ○ 円滑な復学・進学に向けた学校との調整 (県警) ○ 少年サポートセンターにおいて、非行少年の立ち直りを目的として、大学生ボランティア等と連携し、交流体験、学習支援及び各種体験活動等を実施 ・支援人数 (延べ)：955 人 (R1 年) (教育委員会) ○ 児童生徒の悩みや不安を受け止める相談窓口の設置やスクールソーシャルワーカーによる家庭環境の問題への支援 (一般施策)
市町	(中学校) ○ 少年院が行う教科指導等への協力や復学調整の実施
民間	(BBS 会) ○ 保護観察を受ける少年への学習支援 ・実施件数：1 件 (R1 年度) ○ 広島学園在園者に対する学習支援 ・実施回数：36 回 (R1 年度) ・参加人数 (延べ)：180 人 (R1 年度)

【課題】

(修学に関する情報提供)

- 少年院出院者や保護観察処分少年に対し，高等学校等への復学・進学に必要な情報が十分に提供されていない場合があります。

(修学等につなげる取組)

- 犯罪・非行をした事実により高等学校等を退学した少年が，矯正教育や保護観察を経て，再び高等学校や高等学校卒業認定試験を受験することを希望する場合でも，学習支援を実施する団体とつながる機会が少ない状況があります。

【取組の方向】

(修学に関する情報提供)

- 少年院や保護観察所などと連携し，少年院出院者，保護観察処分少年に，復学・進学に関する情報として，高等学校等における授業料等支援制度，定時制・通信制高等学校などの情報が届くよう取り組みます。

(修学等につなげる取組)

- 少年院出院者や保護観察処分少年が，地域で居場所づくりや学習支援を実施する団体とつながることができるよう支援します。